

出席停止等の取り扱いについて

国及び大阪府教育委員会の通知に従い、生徒が新型コロナウイルスに感染した場合、または、感染者の濃厚接触者に指定された場合には、学校保健安全法（第19条）に基づく出席停止の措置を取ります。また、これに加えて、府域において感染経路のわからない患者が増加している状況にあるため、生徒に発熱等のかぜの症状がみられるとき、同居家族に発熱等のかぜ症状がみられるときにも、出席停止の措置を取ります。

1. 生徒自身が感染した場合 ⇒ 出席停止

出席停止の期間は、『治癒するまで』となります。

病院等受診し、新型コロナウイルスの診断を受けた場合は、速やかに学校にご連絡ください。

- 学校における感染拡大を防ぐ観点から、学校関係者の感染（疑い含む）状況を、正確に把握することが重要となります。感染した場合（疑い含む）は、速やかに学校に連絡してください。
- 感染が確認された場合、濃厚接触者の特定等を行うため、保健所から学校に対して調査の協力を依頼されます。学校での対応に関わる重要な調査となりますので、ご協力をお願いします。

2. 以下の（１）～（３）の理由で学校を休んだとき ⇒ 出席停止

（１）発熱等のかぜ症状があるとき

欠席する場合は、必ず学校へ連絡してください。その際に、体温や症状の経過をお知らせください。

体調が悪いときは、無理をせず自宅でゆっくり休養してください。

（２）本人または同居家族が、PCR 検査を受ける場合、保健所等に濃厚接触者として指定されたとき

本人または同居家族が、新型コロナウイルス感染症の疑いがありPCR検査を受けることになった場合、保健所等から医療機関への受診や自宅での待機を求められた場合、速やかに学校にご連絡ください。



（３）同居家族（兄弟姉妹含む）に発熱等のかぜ症状があり、感染防止の観点から生徒の登校を控えるとき（PCR 検査を受ける予定がある場合を含む）

3. 非常変災等で欠席した場合など、校長が出席しなくてもよいと認めた場合

⇒ 出席停止

医療的ケアや基礎疾患児について登校すべきでないと判断された場合や、感染が不安で休ませたい場合はご相談ください。